

熊本県産業技術センター設備利用要項

(目的)

第1条 県内企業、特に中小企業の新技術や新製品の開発及び技術力の向上に資することを目的として、産業技術センターの設備を開放する。

(利用方法)

第2条 事前に電話又は来所のうえ、利用の目的、利用したい設備、利用したい日時、利用者の勤務先及び氏名等について申込み、所管室の担当職員の許可を受けること。

(利用期間)

第3条 同一の設備を連続で利用できる期間は、原則として最大5日間とする。

(利用時間)

第4条 利用できる時間は原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、所長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。なおこの場合、別紙「時間外設備利用願」を提出し事前に許可を受けることを要する。

(利用者の資格)

第5条 利用しようとする設備に関する産業技術センターの取扱い講習修了者、または当該設備と同一のものを日常自社で取り扱っている者とする。

(工具等消耗資材の調達)

第6条 設備利用の際に必要な工具等消耗資材については、原則として利用者側で持参するものとする。

(利用料)

第7条 設備利用申込時に、熊本県産業技術センター条例（昭和27年6月14日条例第42号）第5条で定める使用料を支払うものとする。

(設備損傷に対する補償)

第8条 設備使用にあたり、利用者の不注意により設備に損傷を与えた場合は、利用者の責任において現状復旧を行うものとする。ただし、設備の通常利用等不可抗力による場合にはこの限りでない。

(事故及び災害発生時の責任)

第9条 設備利用中に利用者の責に起因して発生した事故及び災害については、利用者において全責任を負うものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、設備利用に関し必要な事項は別途定める。

附則

この要項は、昭和63年6月13日から施行する。

附則

この要項は、平成23年3月29日から施行する。

時間外設備利用願

平成 年 月 日

熊本県産業技術センター所長 様

住 所 〒

企業名

代表者職・氏名

利用者職・氏名

T E L

貴センターの設備を規定の時間外において下記のとおり利用したいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

なお、電源の遮断、消灯、火の始末、施錠等は責任をもって行い、貴センターには一切のご迷惑をかけません。

記

- 1 利用時間 平成 年 月 日 () 時 分から
平成 年 月 日 () 時 分まで
- 2 利用目的
- 3 利用設備名

* 本件承認してよろしいか

所長	次長	次長	室長	担当